

厚木市自治基本条例 運用状況点検結果報告書

〔対象年度：令和2年度〕

令和3年12月

厚木市自治基本条例推進委員会

1 点検結果の報告に当たって

自治基本条例の運用状況については、全ての点検項目において「妥当」という点検結果となり、自治基本条例の趣旨を実現するための市による取組が継続されていることが確認できる点検結果となった。

第36条（住民投票）については、点検結果としては「妥当」とし、投票結果の尊重を規定している第2項は評価不能である旨の意見を付した。

報告書には記載しないが会議の中で出された委員からの意見には、市民への情報提供や説明等について、より分かりやすいものとなるよう使用する文言等の改善を求める意見があった。その他、今後の行政運営のヒントとなる意見もあると思われるので、会議録等を確認の上、しっかりと受け止めていただきたい。

令和3年12月

厚木市自治基本条例推進委員会

委員長 牧 瀬 稔

職務代理 高 乗 智 之

委員 青 木 三千男

委員 池 上 真理子

委員 越 路 健 広

委員 高 橋 暁 子

委員 富 塚 幸 子

委員 成 田 正 一

委員 山 口 祐 幹

（委員は50音順）

2 自治基本条例運用状況の点検方法、点検結果及び委員会からの意見

(1) 点検方法

ア 点検対象

自治基本条例第15条から第37条までの規定

イ 点検の視点

(ア) 各条文の内容が実施されているか否かという形式的な視点

(イ) 取組事項の内容や方法が各条文の趣旨を実現するものとして適切か否かという実質的な視点

(2) 点検結果

市から報告された自治基本条例運用状況報告書に基づき、各条文に関連して取り組んだ事項について、各委員からの意見を集約することにより、「妥当」、「おおむね妥当」又は「不十分」の3段階で評価する。

(3) 委員会からの意見

委員個人の意見ではなく、委員会の総意として意見を付す必要がある場合には、点検結果の区分にかかわらず委員会の意見を付する。

【目次】

第 15 条関係	4
第 16 条関係	6
第 17 条関係	7
第 18 条関係	9
第 19 条関係	11
第 20 条関係	13
第 21 条関係	19
第 22 条関係	21
第 23 条関係	23
第 24 条関係	24
第 25 条関係	25
第 26 条関係	27
第 27 条関係	30
第 28 条関係	31
第 29 条関係	33
第 30 条関係	34
第 31 条関係	35
第 32 条関係	37
第 33 条関係	38
第 34 条関係	44
第 35 条関係	45
第 36 条関係	48
第 37 条関係	49

別紙 1 第 10 次厚木市総合計画・個別計画一覧（令和 2 年度策定分）

別紙 2 令和 2 年度個人情報保護制度の運用状況

別紙 3 令和 2 年度情報公開・情報提供制度の運用状況

第 15 条関係

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
1	1 2	市民協働 事業提案 制度	市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度。	実施件数 4件 ・あつぎごちゃまぜフェス ・わくわくクラシック鑑賞術講座 ・フードバンク事業 ・新統合文化芸術祭“ez”開催及び発信事業
2	1 2 3	外部評価	学識経験者4人、企業の管理職1人、公募市民3人で構成される外部評価委員による「市民参加型外部評価」を実施。 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は市民モニター及び会場傍聴者の参加を取りやめたが、公募委員を例年の1人から3人に増員。	例年は2日間開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、1日の開催とし、6事業を対象に実施。市民モニター及び会場傍聴者の参加を取りやめ、インターネット中継による市民参加を実施。 ●動画視聴者 200人 ●評価結果（全6事業） ・現行どおり 1事業 ・要改善 5事業
3	2	行政改革	地方分権の更なる推進や少子高齢化など社会情勢の変化に的確に対応できる体制を維持するため、第6次厚木市行政改革大綱あつぎ行政経営プラン実施計画に取り組んだ。 また、令和3年度を始期とする第7次厚木市行政改革大綱を策定。	平成27年度から令和2年度までを取組期間としている第6次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」実施計画について、令和2年度を取組を進めた。 令和3年度から令和8年度までを取組期間とする第7次厚木市行政改革大綱及び実施計画を策定した。

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
4	2	市有財産の有効活用	未利用等で効率的利用が期待できる市有地の有効活用の推進を図る。	・ 令和元年度に先着順受付により申込のあった1物件を売却。 11,005,000円 ・ 一般競争入札により1物件を売却 215,309,800円 ・ 市有財産土地(普通財産)を貸付。 (貸付金額 32,902,915円)
5	2	あつぎ協働大学開設事業	生涯学習を通じた活力ある地域社会の実現のため、市と市内の大学及び企業との協働により、多様化、高度化している市民の生涯学習への要求に応える講座を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止した。
6	2 3	各課への予算執行方針の通知と予算編成方針の明示	予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、留意事項を各課に通知し、予算の編成に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるため、予算編成方針を示す。	令和2年度予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、予算執行に留意すべき事項を各課に通知した。 また、令和3年度予算の編成に当たっては、政策等の優先性を考慮しつつ、最少の経費で最大の効果を挙げるための予算編成方針を示した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 妥当(平成22年度) 実施段階については、多岐にわたるので点検項目としない。 2 妥当(平成23年度) 職員アンケートについては、もっと積極的に回答する必要があるのではないかと。 単にこれまでの取組を継続するのではなく、創意と工夫を重ね、不断の改革・改善を図られたい 3 おおむね妥当(平成24年度) 職員アンケートについては、積極的に回答するなど、市職員は、自治基本条例の趣旨を認識し、政策等のPDCAサイクルを意識した行政運営を一層推進するよう意識されたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 16 条関係

(総合計画)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
7	2	基本構想の議決	厚木市自治基本条例第16条第2項の規定に基づき、厚木市議会令和2年12月定例会に、第10次厚木市総合計画基本構想案を提案し、議決を経て基本構想を策定。	令和2年12月定例会において第10次厚木市総合計画基本構想が議決された。 議決日(策定日) 令和2年12月22日
8	3	総合計画と個別計画との調整	個別計画の策定及び改定に当たり、総合計画と個別計画との整合を図った。	総合計画との整合を図り、令和2年度に26の個別計画を策定及び改定した。 (別紙1参照)

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	特になし
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 17 条関係

(組織等)

第17条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
9	1	政策調整担当の設置	既存の庶務担当課から、部内の施策の総合調整及び所掌業務の施行方針の立案、総合計画の進行管理、予算の管理等を所管する政策調整担当を設置し、横断的な政策調整の機能の強化を図る。	各部政策調整会議を必要に応じて開催し、各部内における施策等について円滑な調整を図った。 あつぎ元気プランの進捗管理、予算編成等において、部内調整を円滑に行うことができた。
10	1	神奈川県警察職員の派遣受入れ	セーフコミュニティ認証都市として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進し、犯罪の発生しにくい環境づくりを積極的に進め、市民の体感治安の向上を図るため、神奈川県警から職員の派遣を受け入れた。	令和3年3月に神奈川県警から参事職の職員（くらし安全担当）の派遣を受け入れ、令和2年3月から引き続き派遣されている副主幹職員（セーフコミュニティくらし安全課くらし安全担当）と共に計2人を配置した。
11	2	厚木市人材育成基本方針に基づく取組	厚木市人材育成基本方針に基づき、求められる職員像「住民や地域への貢献を最優先に考え意欲と情熱をもって職務に取り組む職員」に近づくための取組を実施した。	職員の個性をいかしながら能力を最大限に発揮し、組織を活性化させるため、平成27年1月に改定した厚木市人材育成基本方針に基づき、人事評価及び職員本人による配属希望申告等を実施し、能力及び適性をいかした人事配置を実施した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 妥当(平成23年度) 組織の細分化については、縦割り行政や非効率な行政運営にならないよう、留意すること。 第2項前段部分の趣旨を発揮できるよう、更に努力されたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

第 18 条関係

(行政評価)

第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
12	1 2	施策評価 の実施	第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の基本計画に位置付ける各基本施策について、施策評価を実施した。	(1) 評価対象 「あつぎ元気プラン」第 2 期基本計画に掲げる30の基本施策 (2) 評価方法 第 2 期基本計画の施策達成目標に位置付ける「市民満足度」、「代表となる指標」及び第 3 期実施計画事業に位置付ける「事業指標」の目標値に対する達成率を点数化し、各基本施策の総合得点を 4 段階の評価区分で評価するとともに、厚木市総合計画審議会からの意見を踏まえ、総合的な評価を行う。 (3) 公表時期 令和 2 年10月 (4) 公表方法 市ホームページ、市政情報コーナー及び中央図書館において公開
13	1 2	厚木市教育委員会 点検評価 の実施	教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用した点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出した。 (議会への提出は10月全員協議会)	教育委員会の主要な事業(65事業)について、実績などを踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針等を自己点検・評価を実施。学識経験等を有する方の意見及び助言をいただき事業の評価に活用した。 【点検評価委員会】 委員構成：学校教育関係 2 人、 社会教育関係 2 人、 公募の市民 1 人 開催回数：3 回

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
14	1 2	外部評価	学識経験者 4 人、企業の管理職 1 人、公募市民 3 人で構成される外部評価委員による「市民参加型外部評価」を実施。 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 2 年度は市民モニター及び会場傍聴者の参加を取りやめたが、公募委員を例年の 1 人から 3 人に増員。	例年は 2 日間開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、1 日の開催とし、6 事業を対象に実施。市民モニター及び会場傍聴者の参加を取りやめ、インターネット中継による市民参加を実施。 ●動画視聴者 200人 ●評価結果（全 6 事業） ・現行どおり 1 事業 ・要改善 5 事業

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度から24年度） （1）教育委員会の点検・評価に市民参加の余地があるのではないか。 （2）行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備が必要ではないか。 2 おおむね妥当（平成23年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民が確認できる仕組みを整備するとともに、評価結果の概要を広報紙に掲載すべきである。 3 おおむね妥当（平成24年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備を実現されたい。 4 おおむね妥当（平成25年度） 教育委員会の点検・評価に市民参加を取り入れることとした点は評価できるが、今後この規定を適切に運用すること。
平成 30 年度 見直しでの 答申	特になし

第 19 条関係

(財政運営)

第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
15	1	公共建築物長寿命化事業	公共建築物の長期維持管理計画基本方針に基づき、各施設の維持管理計画情報の共有化を行うとともに、公共建築物長期維持管理計画による建築物の計画的で適切な維持管理や効果的な予防保全を通じて長寿命化を図り、今後の財政負担の軽減や建築物の機能向上を図る事業の執行管理を行う。	工事件数 11件 設計委託件数 1件 予防保全工事について5か年実施計画のほか、各施設の長期修繕計画、施設管理者点検報告及び現地調査結果を併せた検討により工事発注を行ったことで財政負担及び工事発注量の平準化を図ることができた。
16	1 2	持続可能な財政運営の確保	市債現在高や公債費に留意し、健全化判断比率や財政指標の適正化に努め、中長期的な展望に立った財政運営を行う。	補正予算の編成等において、市債現在高や公債費に留意し、プライマリーバランスの黒字を堅持した。
17	2	「あつぎ元気プラン」第4期実施計画の重点戦略を踏まえた予算編成	総合計画の基本政策を着実に推進するため、「あつぎ元気プラン」第4期実施計画の重点戦略を踏まえた予算編成を行った。	「あつぎ元気プラン」第4期実施計画の最終年度であることから、重点戦略を十分に踏まえた上で、計画に位置付けられた各事業を目に見える形で推進できるよう必要な予算を措置し、事務事業評価、施策評価及び市民満足度調査の結果を十分に考慮した予算編成を行った。

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
18	2	各課への予算執行方針の通知と予算編成方針の明示	予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、留意事項を各課に通知し、予算の編成に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるため、予算編成方針を示した。	令和2年度予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、予算執行に留意すべき事項を各課に通知した。 また、令和3年度予算の編成に当たっては、政策等の優先性を考慮しつつ、最少の経費で最大の効果を挙げるための予算編成方針を示した。
19	3	財政状況の見える化	財政運営の透明性を高めるため、財政状況を積極的に公開した。	広報やホームページ、各種冊子の作成により、財政状況を積極的に公開した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 健全な財政運営は行われている。ただし、中長期的展望を明らかにする必要があるのではないかな。 2 妥当（平成30年度） 自治体の役割として、大幅な黒字を維持するより、効果的に財政支出を図ることで、中長期的には地方からの景気上昇にもつながるのではないかな。
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 20 条関係

(危機管理)

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
20	1	老人憩の家に関する基本協定	指定管理者と平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで基本協定を締結し、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報する体制を整えた。また、平成 29 年 4 月 1 日以降の協定更新のための会議を行った。	平成29年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで（金田東老人憩の家においては平成30年 3 月10日から令和 4 年 3 月31日まで）の基本協定に基づき、指定管理による施設の防犯、防火及び警備に関する業務を実施した。
21	1	老人憩の家警備業務委託の実施	警備会社と契約し、施設内に警備機器を設置して、異常事態が発生した場合、自動通報システムにより覚知された情報について、警備本部が必要に応じ担当課の緊急連絡先や関係機関へ通報する体制を整備した。	37館で機械警備の委託を実施。
22	1	公共施設等に係る防災に関する計画等の策定及び防災訓練等の実施	各施設について、消防計画等防災に関する計画に基づき、防災訓練等を実施。	市内全域 10月18日総合防災訓練を実施 約9,000人が参加 (厚木市職員や市民等) 環境センター 11月25日実施 79人参加 資源化センター 2月21日実施 27人参加 ふれあいプラザ 10月22日実施 6人参加

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
23	1	総合防災訓練の実施	本市に被害を及ぼす大規模な地震を想定し、防災関係機関及び市内 217 の自主防災隊を中心に、市民一人一人が実践的な訓練を基礎とした防災訓練を行うことにより、身体安全の確保及び自主防災隊の組織強化並びに本市における防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とした。	地域で実施する総合防災訓練の内容については、市内216の自主防災隊が131会場（参加人数6,523名）において、避難所開設訓練、シェイクアウト、情報伝達、避難誘導及び初期消火訓練等、各地域の実情に即した実践的な訓練を実施した。
24	1	災害時協力協定の締結	東日本大震災を受け、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための事前対策の一つとして、課題が浮き彫りとなった様々な事象について、民間業者等と協定を締結し、防災対策の強化を図った。	締結済みの協定について、協定内容の修正等を実施した。 また、新たに7つの協定を締結した。 全協定数 129(令和3年5月現在)
25	1	災害時等における国、県、市町村との各種協定の締結	大規模地震対策特別措置法及び厚木市地域防災計画に定める防災訓練として実施するもので、災害対応能力の強化と市民の防災意識の一層の高揚による防災力の向上及び不測の事態にも対応できる行動力を養うことを目的として年1回実施した。	国、県、市町村と締結した災害時等における相互援助等を目的とした協定に基づき、防災訓練等の実施に当たり、相互協力を努めた。
26	1	防災姉妹都市の締結	平成8年7月24日、埼玉県狭山市と「防災姉妹都市」の協定を締結した。	狭山市職員との物資輸送訓練は新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、中止とした。
27	1	武力攻撃から市民の生命、身体及び財産の保護のための施策	市民の生命、身体及び財産の保護のため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、各種対策を実施した。	防災行政無線を用いた全国一斉自動試験放送（J-A L E R T）を実施した。

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
28	1	防災行政無線情報サービス	防災行政無線で放送した内容や緊急性のある災害情報などをメールで配信した。	パンフレット、ハザードマップ、防災講話等でメールマガジンへの登録周知を実施。 防災行政無線のメールマガジン登録者数12,096人(R3.8現在)。 令和2年度配信件数 245件 主な配信内容 災害情報、火災情報、熱中症注意情報、行方不明者情報、振り込め詐欺情報 など
29	1	災害支援型自動販売機の設置	「災害時における飲料の確保に関する協定」に基づき、災害時に在庫飲料製品を無償で提供できる災害支援型自動販売機の設置などについて定めた「災害支援型自動販売機の設置等に関する協定」を事業者と締結し、公共施設や公園等に災害支援型自動販売機を設置。	事業者（3社） ・(株)伊藤園 ・コカ・コーラ セントラル ジャパン(株) ・(株)ジャパンビバレッジホールディングス 設置台数 累計 91台
30	1	避難所運営委員会の運営支援	地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の運営を支援した。	災害時等における避難所の運営を行うために、地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の会議・研修会の開催、防災訓練の実施などの活動を支援した。
31	1	市民救命サポート隊の発足	森の里地区をモデル地区として発足させた「市民救命サポート隊」の救命効果及び自主救護能力の向上を図る取り組みを実施する。	市民との協働による応急救護体制の強化を図るため、3地区の市民サポート隊との訓練を計画した。 ・森の里地区 ・宮の里中央自治会 ・古松台自治会
32	1	災害時医療救護体制の整備	災害時に、限られた人的資源等を最大限活用するため、病院、医療救護所等の緊密な連携に基づいた医療救護体制の整備を図る。	厚木医師会及び厚木保健所が参加し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害時医療救護訓練を実施するほか、厚木医師会と、医療救護所で必要な感染症対策物資の備蓄に関する協議等を行った。

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
33	1	厚木市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画の運用	新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の規定に基づき定めている厚木市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画の運用を行う。	新型コロナウイルス感染症について、注意喚起等を行うとともに、マスク等の備蓄品を医療機関等に配布した。
34	1	厚木市感染症予防計画の運用	感染症対策を総合的に推進するため、国の感染症法及び神奈川県予防計画に基づき定めている計画の運用を行う。	ポスター掲出等により、感染症の発生予防及び普及啓発を行い、まん延防止に努めた。
35	1	公民館避難訓練の実施	公民館利用者が安心して、安全に公民館を利用していただくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を年2回実施。	【参加者】 公民館職員及び利用者。 (公民館職員のみの場合もあり) 【実施時期】 夏(6月～9月)頃と冬(1月～3月)頃に実施。 ※参加者及び実施時期については、公民館ごとに異なる。
36	1	暴力団排除条例の運用	市の契約事務、給付金の交付、公の施設における暴力団排除処置及び7月1日～10日を暴力追放旬間として、暴力団排除に関する広報や啓発を実施する。	警察本部への照会件数 1,528件 ※すべて排除措置対象に非該当 暴力追放旬間期間中に防犯啓発活動を実施した。
37	1	避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの要支援者の情報を地域で共有することで、日頃の見守りや災害時の円滑かつ迅速な避難支援等を行う。	避難行動要支援者名簿を年2回更新(令和2年4月1日及び10月1日)し、名簿を民生委員、自主防災隊、地域包括支援センター及び障がい者相談支援センターに送付し、日頃の見守り活動や避難支援の体制づくりを行った。 また、個別計画を作成することで災害時における避難支援や安否確認の方法などを確認した。 ・名簿登載者 1,604人(令和2年4月1日基準) 1,665人(令和2年10月1日基準) ・個別計画作成者 1,457人(令和2年4月1日基準) 1,504人(令和2年10月1日基準)

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
38	1	博物館等避難訓練の実施	博物館等利用者が安心して、安全に施設を利用していただくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を各施設で年1回実施。	【参加者】 博物館職員及び岸邸管理人 【実施時期】 あつぎ郷土博物館(10月18日) 古民家岸邸(3月5日)
39	1	第67回文化財防火デーに伴う消防訓練	昭和24年1月26日法隆寺金堂の焼損により制定された「文化財防火デー(1月26日)」に合わせて、消防署、文化財所有者等の協力を得て、防火訓練などの文化財防火運動を実施した。	令和3年1月24日(日) 「聞修寺(厚木市小野1221番地)」にて、訓練を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の発令により中止とした。 【予定していた訓練内容】 ・関係者による火災発見、通報、初期消火訓練及び避難誘導 ・消防団及び消防署によるホース延長、放水活動及び山門への延焼防止
40	1	安全管理マニュアルの作成、保育所給食食材の放射能検査	施設、不審者、食中毒等の対応及び保育所給食食材の放射能検査を実施した。	保育所安全管理規定に基づき、施設の点検及び関係機関との連携等を行った。 また不審者対応訓練及び護身術訓練等を実施した。 食中毒マニュアルを作成し、普段から手洗いうがい、トイレや調理室の消毒を行っている。 平成24年3月からは、定期的に保育所給食食材の放射能測定を実施。
41	1	防火管理体制充実の推進	防火対象物の使用形態が多様化し防火管理体制が複雑化していることから、各事業所等における防火意識及び防災力の向上を図り、災害時における防火管理体制の充実強化を目的に実施した。	防火管理体制実務研修会 第1回目9月29日(火) 第2回目11月27日(金) 参加人数等(6事業所15人) 防火教室(2回実施) 相川保育所(10月22日(木)) 小鮎保育所(11月19日(木)) 参加人数合計 (園児185人、教職員37人)

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
42	1	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定の締結	災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、市内 15 社会福祉法人と 6 医療法人との間で受入協定を締結しており、新設の施設に対し、必要な物品の備蓄に関する補助を行い、緊急時の受入体制の整備を図った。	協定の締結をしている施設と継続して支援をしていただけることを調整した。 また、令和 3 年度から開設する施設とも協議を行った。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 妥当（平成30年度） 災害が起きる前の対応等に係る協議を広域的に取組み、国、県、市町村間の連携強化に努められたい。
平成30年度見直しでの答申	危機管理については、現状において包括的に規定されているため、規定の改正をする必要はないものとする。 もっとも、近年、東日本大震災等の大規模災害が多く発生していることから、今後地域防災計画等の危機管理に関する計画等を策定あるいは改定する際には、市長等及び市民の責務について、事前、発生時及び事後の段階毎に示すことで、本条の趣旨をより実効性のあるものとなるよう検討されたい。
答申に対する取組状況等	地域防災計画につきましては、市民の意見を取り入れ、平成31年3月に改訂しているところでございます。 市長等及び市民の責務につきましては、国の防災基本計画や神奈川県地域防災計画の動向を踏まえ、今後、調査・研究してまいります。

第 21 条関係

(情報の公開等)

第21条 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
43	1	文書・契約事務ハンドブックの作成	行政文書は市民の皆様に分かりやすいものであることが重要であることから、日頃から文書作成に携わる機会の多い職員に向けて、行政文書作成のルール等を周知するため、「文書・契約事務ハンドブック」を作成した。	令和元年度に文書事務や契約事務を行う上での注意点等をまとめた「文書・契約事務ハンドブック」を作成した。 令和2年度は行政職Ⅰの新採用職員全員に配布し、分かりやすい行政文書の作成、行政文書の適正な管理の在り方について職員の認識を深めることができた。
44	2	情報公開・情報提供の制度運用状況の公表	前年度における情報公開・情報提供の運用状況を取りまとめ、情報公開審査会に報告した後に、情報公開条例第30条の規定に基づき、市広報誌及び市ホームページへの掲載、市政情報コーナーにおける閲覧により公表した。	【公表した内容】 ・実施機関別の請求件数 ・公開、一部公開及び非公開等の決定件数 ・審査請求件数及び処理件数 ・情報公開請求受付状況一覧 ※別紙3「令和2年度情報公開・情報提供制度の運用状況」参照
45	2	積極的な情報公開の推進	情報公開条例を適正に運用するため、積極的な情報公開を推進した。	【情報提供した件数】 条例に基づく公開請求を経ず情報提供した件数 93件
46	2	厚木市情報公開審査会の運営	公開決定等について実施機関に対する行政不服審査法に基づく不服申立てについて調査審議をするため、審査会を設置し、運営した。	【開催状況】 開催回数 1回 不服申立ての件数 1件 諮問件数 0件 答申件数 0件

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 妥当（平成26年度） 市ホームページでの会議録の公開について、審議内容に応じて適切な期間、市民が閲覧できるような運用を検討されたい。また、歴史的価値のある行政文書の管理の在り方について検討されたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

第 22 条関係

(個人情報の保護)

第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
47	1	個人情報の適正な管理及び利用に関する庁内周知	個人情報の適正な管理や利用を徹底するためには、常に職員がそのことを意識する必要があるため、定期的に職員に対して個人情報保護条例の内容を周知した。	職員研修の機会を捉え、職員に対して個人情報保護の適切な管理に向けた周知、啓発を図った。
48	1 2	住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度	本人通知制度は、住民票の写し、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録された本人に対して、その交付した事実を通知し、また、不正取得された事実が判明した場合においては、事前登録に関係なく本人へ通知する制度である。	登録人数：4人 通知発送：9人 ※通知発送は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときに行った。
49	1 2	個人情報取扱事務等の登録及び公表	個人情報を取り扱う目的や内容などを市民に明確に示すため、個人情報保護条例第8条の規定に基づき、個人情報を取り扱う事務や実際に個人情報が記載されている個人情報ファイルを登録し、市政情報コーナーにおける閲覧により公表する。	【登録件数】 個人情報取扱事務 1,754件 個人情報ファイル 2,017件

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
50	2	個人情報保護制度の運用状況の公表	個人情報を適正し、利用することにより市民の権利利益の保護を図るため、前年度における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、個人情報保護審査会に報告した後に、個人情報保護条例第 50 条の規定に基づき、広報あつぎ及び市ホームページ掲載、市政情報コーナーにおける閲覧により公表した。	【公表の内容】 ・ 実施機関別の請求件数 ・ 開示、一部開示及び非開示等の決定件数 ・ 審査請求件数及び処理件数 ・ 自己情報開示請求受付状況一覧 ※別紙 2「令和 2 年度個人情報保護制度の運用状況」参照
51	2	厚木市個人情報保護審査会の運営	開示決定等について実施機関に対する行政不服審査法に基づく不服申立てについて調査審議をするため、審査会を設置した。	【開催状況】 開催回数 2 回 不服申立ての件数 0 件 諮問件数 0 件 答申件数 0 件

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 災害時等における市民の安全を守るための個人情報の取扱いについて検討することが求められる。
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 23 条関係

(法令遵守)

第23条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
52	1	情報セキュリティポリシーの運用	職員が使用するネットワークや情報資産についてセキュリティポリシーを運用する。	セキュリティに関する注意喚起を定期的に実施。（計12回） 大型連休及び年末年始前に注意喚起を実施。（計2回） 例年開催している基幹系情報システムセキュリティ研修の資料を用いて、研修受講済みユーザから新規ユーザへのフォローアップ研修を実施。（計2回）
53	1	厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく取組	倫理・サービスマニュアルの周知、定期点検の実施、副総括倫理管理者会議を開催し、不祥事防止とサービス規律の確保等に取り組んだ。	グループウェアで綱紀粛正及びサービス規律確保等の通知を定期的に発出するとともに、春と秋に副総括倫理管理者会議を開催（春は書面、秋は招集）。職員にサービス規律の確保を呼び掛けた。また、11月には各部ごとに定期点検を実施した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 妥当（平成25年度） 市民参加条例を始めとした各条例の趣旨や目的を意識するとともに、適切な運用に努められたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 24 条関係

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
54	1	政策法務等に関する研修の実施	職員が法令及び条例等を自主的に解釈し、条例等を制定することができるよう、必要な知識を習得するための研修を実施した。	職員が法的なものの見方、法令を解釈するポイント等を学び、地方自治体の職員として実務に必要な法令解釈能力を向上させることを目的に、2日間にわたり演習を含めた法令解釈能力向上研修を実施。受講者は70人。
55	1	厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同施行規則の改正	本市の企業立地等を推進するインセンティブを定めた「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」について、継続して市内に企業の立地を促すため、条例等の改正を行った。	・適用期限を令和8年3月末まで延長 ・特定誘致地区を3地区から9地区に拡大 ・戦略産業の対象業種の追加

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 市民のための法解釈や条例制定の能力を職員が身に付けることが求められる。 2 妥当（平成23年度） 個別法について、縦割りの国の解釈をそのまま受け入れるのではなく、厚木市の実情を踏まえ、市自らが解釈することなどにより、積極的に「政策法務」を実践してほしい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 25 条関係

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
56	1 2	行政手続 法及び厚 木市行政 手続条例 の適正な 運用	行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行うとともに、申請に対する処分（許認可）の「審査基準」及び「標準処理期間」並びに不利益処分（許認可の取消し等）に係る「処分基準」を設定し、運用した。 また、行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、行政手続法に新たに加えられた手続を本市の条例においても規定するため、行政手続条例の一部改正を行った。	【審査基準等の設定率】 審査基準 52% (434件のうち226件) 標準処理期間 92% (434件のうち399件) 不利益処分 49% (341件のうち166件)

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成23年度） 審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努めること。 2 おおむね妥当（平成24年度） 取組は評価できるが、早急に審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努められたい。 3 妥当（平成25年度） 行政指導指針の調査の実施について検討されたい。 4 妥当（平成27年度） 行政手続制度は的確に運用されているように思われるが、審査基準、標準処理期間、処分基準及び設定率が他市と比較し著しく高いので、市で行っている調査内容について専門委員を活用する等して検証する必要があるのではないか。 5 妥当（平成29年度） 「審査基準」、「標準処理期間」、「処分基準」の設定率の向上に努められたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

第 26 条関係

(市民からの要望等への対処)

第26条 市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
57	1	おもてなし 来庁者アンケート	更なる市民満足度の向上を目指し、業務水準の維持・向上を図るとともに、職員が日常的におもてなしの意識を持ち続けるため、「おもてなし向上対策」の一環として来庁者アンケートを実施。	緊急事態宣言の発出による公共施設休館のため、中止。
58	1	市民からの要望、苦情等の台帳整備 (地区市民センター)	市民や団体からの要望等を受け、市の担当課に要望申請書を提出し、対応を依頼（取次事務）し、担当課により直接処理した。	市民や団体からの要望等については、市の担当課に要望申請書を提出し、担当課が直接対応した。 要望件数 210件 (H30:409件、R1:327件)
59	1	市民からの要望、苦情等の台帳整備及び迅速な対応	市民からの要望、苦情等について、受付けたものを、台帳等に整理して処理経過を確認しながら、迅速に対応する。	道路関連 要望、苦情等の件数 3,011件 (内訳) 処理済件数 3,010件 継続対応件数 1件 下水道関連 要望、苦情等の件数 174件 (内訳) R2年度以降実施 18件 処理済 156件 うち職員対応 27件 契約業者対応 97件 その他 32件 保育関連 陳情・要望 6件 わたしの提案 10件 メールによる問合せへの回答 41件

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
60	1	職員の窓口対応等の向上	職員の窓口対応等の向上を図るため、接遇マニュアルを作成するとともに、接遇やコミュニケーションを円滑にする研修を実施した。	接遇研修を2講座開講し、64人が受講した。 なお、外部機関が実施する接遇、住民対応等に係る研修については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施されなかった。
61	1 2	「わたしの提案（一般提案）」制度の運用	市民からの要望、苦情等に対処する仕組みとして、「わたしの提案」の適正な運用を図り、迅速な対応（回答）に努めた。	【一般提案の受付件数】 ・一般提案 715件(対応率88.7%) ①対応済（74.5%） ②対応予定（6.5%） ③次年度以降（0.7%） ④代替案で対応（5.1%） ⑤国・県に要請（1.8%） ⑥調査・研究・継続検討(4.4%) ⑦対応困難（5.5%） ⑧その他（1.5%）と分類。 ①～⑤の合計を対応率（88.7%）としている。
62	1 2	市民対話事業の実施	市民からの意見を政策等へ反映させることを目的に、市民と市長が直接意見を交わす「市民対話事業」を実施した。	【市民対話の実績】 ・自治会長とのまちづくりフリートーク(書面開催) （意見数90件・対応率80.0%） ・子育てコミュニティトーク、移動談話室、ぶらり市長の訪問トークについては、新型コロナウイルスの影響により中止とした。
63	1 2	市民情報提供システム	道路の損傷や不法投棄などの身近なまちの課題について、市民等がスマートフォンを使って簡単に通報できるよう市民情報提供システムを運用した。	登録件数 350件 投稿件数 412件 市民等から情報提供をいただくことで、行政の調査やパトロール等では分かりにくい情報を効率的に得ることができ、行政事務の効率化や課題解決の迅速化につながった。
64	1 2	意見箱の設置（市立病院）	患者さん等からの意見や要望を聞くため、院内に意見箱を設置するとともに、その内容に関する対応及び結果の公表を行った。	意見箱の設置個所 院内6か所 投書数 98件 回収後、院内の各部署へ周知し、改善が可能な事項については、速やかに対応するように呼び掛けた。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組ま たい。 2 おおむね妥当（平成23年度） （1）要望、苦情等に対処するためのより適切な仕組みを更に検討してほ しい。 （2）特に苦情処理についての職員の啓発に心掛けてほしい。 3 おおむね妥当（平成24年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組まれた い。 4 妥当（平成27年度） 市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的に取りまと め、公表することを検討されたい。 5 妥当（平成29年度） 引き続き、市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的 に取りまとめ、公表することを検討されたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

第 27 条関係

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
65	1	行政不服審査制度活用のマニュアル作成等	行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、行政不服審査制度に関する市民の方向けのマニュアルを作成し、活用を図った。	行政不服審査制度の活用のために作成した市民の方向けのマニュアルを、市政情報コーナーや行政処分を行う担当課の窓口を設置し、活用した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 妥当（平成22年度） 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。 2 おおむね妥当（平成23年度） 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。また、行政不服審査制度のマニュアルの作成を早急に進められたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

第 28 条関係

(政策等に対する意見等)

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
66	1	「わたしの提案（政策提案）」制度の運用	市民からの要望、苦情等に対処する仕組みとして、「わたしの提案」の適正な運用を図り、迅速な対応（回答）に努めた。	【政策提案の受付件数】 ・政策提案 0件
67	1	意見箱の設置（市立病院）	患者さん等からの意見や要望を聞くため、院内に意見箱を設置するとともに、その内容に関する対応及び結果の公表を行った。	意見箱の設置個所 院内6か所 投書数 98件 回収後、院内の各部署へ周知し、改善が可能な事項については、速やかに対応するように呼び掛けた。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 不十分（平成23年度） 政策提案をしっかりと受け止める制度を整備すること。わたしの提案制度を政策提案の制度として用いるのであれば、さらに、市全体での対応と公表を仕組みに盛り込まなければ不適切である。 2 おおむね妥当（平成24年度） 取組については評価できるが、「わたしの提案制度」を政策提案制度として再構築することが求められる。また、その際には、市全体での対応と公表の仕組みを盛り込まれたい。 3 おおむね妥当（平成25年度） わたしの提案制度を政策提案の仕組みとして再構築したことは評価できるが、今後、本規定を適切に運用すること。 4 おおむね妥当（平成26年度） 「わたしの提案」制度により、提出された政策提案の意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表すべきである。また、市民が政策提案を提出しやすいように様式を整備するとともに、政策提案の分かりやすい記載方法等について周知に努められたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

第 29 条関係

(条例等の制定等への市民参加)

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
68	1 2	市民参加条例の運用・周知	条例や計画、重要施策等の制定・改廃に際し、市民参加の機会を設け、市民の意見の把握に努めることを目的に、適正な運用を行うとともに、意見に対する見解等を公表した。	対象行為 71件 うち手続を実施したもの 30件 手続を実施しないもの 41件 市民参加条例の適切な運用を図ることにより、市民への情報提供と多様な市民参加の機会を設け、市民の意思に基づくまちづくりを推進した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	特になし
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 30 条関係

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
69	1	住居表示整備事業	「住居表示に関する法律」に基づき、住居表示を実施することにより、住所の混乱や不便を解消し、分かりやすいまちづくりを推進する。	令和4（2022）年度に飯山地区の住居表示を実施するため、地元への説明会を実施。 ・ 令和2年10月2日 参加者70人 ・ 令和2年10月3日 参加者92人
70	1	浸水被害軽減事業について（厚木排水区）	下水道施設の整備水準を超える局所的集中豪雨などによる浸水被害を軽減するために駅周辺である厚木排水区の事業について説明を実施。	令和2年年度は新規事業がなかったため、説明会等は未実施。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	・ おおむね妥当（平成22年度） 市全体に影響を及ぼす公共事業については、広く市民に対して丁寧な説明をされたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 31 条関係

(審議会等の運営)

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
71	1 2	審議会等の設置及び運営についての庁内方針	市民参加条例、同施行規則、審議会等の設置及び運営に関する要綱に基づき、審議会等の委員を選任した。また、審議会等の委員の選任区分のうち学識経験者については、選任理由の詳細を公開した。	各審議会の運営状況について取りまとめるとともに、市ホームページにおける委員名簿の統一化を図った。
72	3	会議の公開等に関する庁内方針	情報公開条例第 26 条の規定及び「第 2 次厚木市行政改革大綱」の趣旨に基づく「会議等の公開に関する指針」を庁内統一の指針とし、審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。	審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。また、各実施機関の相談に応じ、説明責任を果たすための取組を推進した。
73	3	厚木市立病院運営審議会の運営	病院運営に関する事項等について、審議を行い、会議の公開に努めた。	会議実施日（計3回） ・令和2年8月24日 ・令和2年11月6日(書面) ・令和3年3月26日(書面) 原則、傍聴可とし、会議録も市立病院ホームページで公開した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） （１）委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 （２）公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。 （３）非公開とすべき会議を除き、今後とも確実に公開することが求められる。 2 妥当（平成23年度） 委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 3 妥当（平成24年度） （１）委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 （２）公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。 4 妥当（平成25年度） （１）公募内容を周知し、応募率を高めるよう努められたい。 （２）学識経験者の選任の根拠を示すべきである。 5 妥当（平成29年度） （１）女性委員の更なる登用に努められたい。 （２）会議録に発言者名を明記することを検討されたい。
平成30年度 見直しでの 答申	「附属機関に類する機関」については、規定からの削除あるいは文言の変更をすることによる、市民会議やワークショップ等市政に対して市民から意見を聴取する手法への影響について再度精査した上で、改めて改正の要否について検討されたい。

第 32 条関係

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
74	1	厚木市市民協働推進条例の運用	平成 24 年度に制定した市民協働推進条例の基本原則において、団体の自主性・自立性について規定した。	コミュニティ団体の自主的な活動を支援するため、自治会活動補助金や市民活動推進補助金を交付したほか、ボランティア相談や市民活動団体向けの講座などを実施した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	特になし
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

第 33 条関係

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、**コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備する**ものとする。

2 市長等は、**必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援する**ものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
75	1	厚木市市民協働推進条例の制定及び運用	まちづくりの問題解決に向けて、コミュニティ団体との協働を進める仕組みとして、市民協働推進条例を制定し運用した。	市民協働推進委員会において条例の運用状況を点検し、意見書を市に提出した。
76	1	市民協働事業提案制度	市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度を運用した。	実施件数 4 件 ・あつぎごちゃまぜフェス ・わくわくクラシック鑑賞術講座 ・フードバンク事業 ・新統合文化芸術祭“ez”開催及び発信事業
77	1	防犯活動事故見舞金制度の運用	防犯活動中の事故等により、神奈川県「事故給付金制度」の給付を受けた市民に事故見舞金を交付し、安心して防犯活動に参加できる環境を整備する。	対象者なし。
78	1	セーフコミュニティの推進	市民、各種団体、行政などが協働して、事故やけがの予防対策に取り組むことにより、市民が安心・安全で健康に暮らせるまちをつくる。	取組の方向性や方針などを決定するセーフコミュニティ推進協議会の下、8つの対策委員会や16の安心・安全セーフコミュニティ推進地区などが地域の実情に応じた対策を検討・実施した。
79	1	輝き厚木塾の開設	市民の多様な学習意欲に応えるため、生涯学び続ける機会を提供し市民自らが講師となり、自主企画・運営を基本とする講座を行い、市民と行政の協働による生涯学習を展開した。	期間： 【後期講座】10月～1月 ※前期講座は中止 講座数：74 講座 受講者数：606 人

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
80	1	あつぎ市民芸術文化祭開催事業	市民及び文化芸術団体等と連携、協働により各事業を積極的 に取り組む、文化芸術活動の推 進を図る。	新型コロナウイルス感染症の 影響により、事業を中止し た。 ・あつぎ青空アート展 ～第30回野外彫刻造形展～ ・第58回市民文化祭 ・市民芸術祭 ・第7回あつぎミュージック フェスティバル
81	2	厚木市水辺 パートナー 制度	美しい潤いある水辺環境づくり を推進し、河川愛護意識の向上 を図るため、市が管理する河 川・親水施設において、清掃、 除草、樹木剪定等のボランティ ア活動を行う市民団体等を水辺 パートナーとして認定し、清掃 用具、樹木剪定用具等の支給を 実施する。	実施件数 0件
82	2	水路美化活 動（まち美 化パートナ ー制度）の 支援	水路用地を活用して環境美化活 動を行うまち美化パートナー登 録団体に対して、花壇への花卉 の配布や肥料等の配布を行い、 活動を支援した。	支援物資（花卉等） ・ベゴニア 134鉢 ・腐葉土 4袋 ・化成肥料 2袋 ・パンジー 166鉢 ・じょうろ 2個 ・ポーチュラカ 200鉢 ・マリーゴールド 200鉢 ・ひまわり 200鉢 ・バーク堆肥 30袋
83	2	花未来事業 の実施	市内登録団体が公園花壇の植栽 及び育成管理を行うボランティ ア活動に対し、年2回（春植 え、秋植え）、草花の苗等を配 布する。	コロナ感染症対策により、春 植えを中止し、秋植えのみ実 施。 配布した苗等：16,562株
84	2	地域緑化・ 公共緑化事 業の実施	ボランティア団体が自主的に市 内の公共的な場所及び公共施設 の緑化を図る運動に対し、年2 回（春植えと秋植え）、花き、 種子及び球根を配布する。	コロナ感染症対策により、春 植えを中止し、秋植えのみ実 施。 配布した種子及び球根 1,160株

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
85	2	自治会活動補助金の交付	自治会の健全な運営及び活動の推進を支援するため補助金を交付。	自治会活動補助金交付件数 216件
86	2	地域づくり推進補助金の交付	地域の住民が連携し、その地域の特性をいかし、活力ある地域づくりを目指すための活動を行う地域づくり推進委員会の活動を支援するため補助金を交付。	地域づくり推進事業補助金 15件
87	2	市民活動推進補助金の交付	市民活動を推進し、活力ある地域社会の発展と市民福祉の向上に資することを目的に、市民活動推進補助金を交付した。	市民活動推進補助金交付件数 7件
88	2	市民活動補償制度の運用	市内に活動の拠点を置く市民活動団体等が安心して市民活動を行えるよう市民活動中の事故について補償を行った。	傷害事故件数 2件 賠償事故件数 0件
89	2	公民館事業交付金の交付	公民館事業は、公民館と地区の団体との協働で実施しており、文化振興事業、スポーツ及びレクリエーション推進事業 コミュニティづくり推進事業、公民館まつり等の事業開催に当たって、各地区団体の代表者等で組織する公民館運営委員会等に対して、交付金を交付した。	令和2年度 交付団体：15団体 交付金交付額 合計 8,494,466円
90	2	体育団体育成事業	生涯スポーツ、レクリエーションの普及振興を図るため、厚木市レクリエーション協会、厚木市スポーツ少年団連絡協議会及び厚木市地区体育振興会長連絡協議会に対し運営に要する経費の一部を補助する。	厚木市レクリエーション協会 296,000円 スポーツ少年団連絡協議会 252,000円

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
91	2	競技力向上支援事業 (競技団体選手強化事業)	公益財団法人厚木市スポーツ体育協会及び厚木市レクリエーション協会加盟団体等が、選手強化を目的として実施する事業に対し交付する。	例年、厚木市陸上競技協会へ市町村対抗かながわ駅伝競走大会出場のための強化合宿費用を、厚木市スキー協会へ市町村対抗スキー競技大会出場のための強化合宿費用を交付しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2大会ともに中止。
92	2	地域美化清掃及び年末美化清掃による地域美化活動への支援	自治会等が実施する地域美化清掃及び年末美化清掃のゴミ収集を行うとともに、ビニール袋の提供等を行い支援した。	地域美化清掃 146団体 年末美化清掃 213自治会
93	2	セーフティベストの着用による防犯活動の実施	セーフコミュニティ推進地区を始めとした各種防犯協力団体等へセーフティベストを配付して、自主防犯活動を促進する。	セーフティベスト購入枚数 170枚 セーフコミュニティ推進地区配布枚数 160枚(10枚16地区) その他防犯協力団体配布枚数 272枚(34団体) 庁内貸与枚数 1,199枚
94	2	地域の青色回転灯搭載車への支援	地域の自主防犯活動を強化し、犯罪の発生しにくい環境をつくるため、個人の車両を青色回転灯搭載車(青パト)として運用し、日々の自主防犯活動を行っている団体に補助金を交付する。	補助団体 自治会やNPO法人など 12団体 青パト登録台数 94台
95	2	コミュニティ団体が行うセーフコミュニティ活動に対する支援	地域におけるセーフコミュニティ活動の活性化に向けて、地域の安心・安全に関する課題抽出や対策などを行う研修会等に対する支援を行う。	セーフコミュニティ推進地区や自治会等の要望により、地域が自主的に実施する安心・安全に関する研修会を通して、地域の安心・安全な取組を支援した。 ・地域安心・安全研修会 3地区、3回、69人

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
96	2	道路里親制度事業	道路里親制度登録団体に対し、植栽帯用の草花や必要物品を支給し活動を支援した。	支援額 2,462,074円 (内訳) 原材料費 2,318,543円 消耗品費 143,531円
97	2	郷土芸能の公開活用	相模人形芝居、ささら踊り、相模里神楽、古式消防、厚木太神楽、双盤念仏等の郷土芸能保存団体に、市の事業として多くの公演の場を提供し、必要に応じて自主公演を支援するものだが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各郷土芸能団体から出演辞退の意向を受けたため、予定していた公演等を中止し、代替として写真展等を実施した。	【代替として実施した事業】 ①本厚木駅前東口地下道 相模里神楽写真展 「あつぎの神さま」 —相模里神楽垣澤社中×東京工芸大学プロジェクト— ・期間 令和3年2月7日～ 8月31日 ・場所 本厚木駅前東口地下道内 展示ケース ②古民家岸邸 相模里神楽展 「未来へつなぐ相模里神楽」 ・期間 令和3年3月24日～ 4月27日 ・場所 古民家岸邸2階 ・来場者数 延べ48人 (3月24～31日) 【新型コロナウイルス感染症の影響で中止した事業】 1 第18回郷土芸能まつり 2 郷土芸能普及公演 3 郷土芸能出前体験教室 4 郷土芸能学校 5 あつぎ郷土博物館公演

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
98	2	各種障がい者団体等への補助金の交付	障がい者の福祉向上を図るため、障がい者団体・ボランティア団体の運営に要する経費に対して、補助金交付要綱に基づき補助金を交付した。	交付団体と交付金額 ①身体障害者福祉協会 1,150,000円 ②肢体不自由児者父母の会 50,000円 ③点訳赤十字奉仕団63,000円 ④録音赤十字奉仕団63,000円 ⑤視覚障害者協会 50,000円 ⑥聴覚障害者協会 50,000円 ⑦精神保健福祉促進会 「フレッシュ厚木」50,000円 ⑧神奈川県障害者 スポーツ大会 30,000円
99	2	青少年関係団体への支援	青少年の健全育成を推進するため、青少年の健全育成等に取り組む青少年関係団体の運営及び事業を支援した。	①青少年指導員連絡協議会 ②青少年健全育成会連絡協議会 ③子ども会育成連絡協議会 ④母親クラブ連絡協議会 ⑤ジュニアリーダーズ クラブ連絡協議会 ⑥ボーイスカウト・ ガールスカウト ⑦児童館運営委員会 (市内38児童館ごとに設置)

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	1 妥当（平成25年度） 市民協働事業提案制度は、活動団体が事業を実施しやすくなるよう予算や事業実施方法等について、より柔軟な対応を検討されたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 34 条関係

(地区市民自治推進組織)

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
100	3	厚木市地域づくり推進事業補助金（地区市民自治推進組織割分）の交付	地域の独自性を尊重した地域活動の実施を支援するため、補助金を交付した。	地域づくり推進事業補助金（地区市民自治推進組織割分） 12地区

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 評価不能（平成22年度～平成24年度） （1）地区市民自治推進組織が活動を開始するまで、評価不能。 （2）地区市民自治推進組織の設置に向けて、積極的に取り組まれたい。 2 評価不能（平成25年度） 市民による地区市民自治推進組織の設置を促進すべく、組織の枠組みを示す等の具体的な検討に取り組まれたい。 3 評価不能（平成26年度） 地区市民自治推進組織の設置について引き続き協議を進められたい。 4 おおむね妥当（平成27年度） 市による地区市民自治推進組織に関する取組が進展していることは評価できる。取組が開始されたばかりなので、今後の活動状況を見守りたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 35 条関係

(市民の課題解決に対する意識の高揚等)

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、**必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援する**ものとする。

(1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成

(2) まちづくりに取り組む人材の育成

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
101	2	健康あつぎ推進リーダーの実施	第2次健康食育あつぎプランを推進するため、健康あつぎ推進リーダーに対し、知識の向上を目的に育成研修を実施するとともに、健康に関する様々な講座を開催した。	養成講座：0回 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) 出前講座：1回 参加リーダー数延9人、 参加者延16人 打合せ、研修等：5回 参加リーダー数延39人
102	2	食生活改善推進事業の実施	ボランティアとして地域で自主的な食育の推進及び食生活改善活動を実践する食生活改善推進員を養成する講座を開催した。 食生活改善推進員を対象に知識及び技術向上を目的に育成研修会を実施した。 地域で食生活改善に関する知識や調理技術を普及させ食育を推進するため、食生活改善推進団体に全公民館を会場に調理講習会を委託した。	食生活改善推進員養成講座 1コース 9回 参加者(延べ数)92人 修了者 11人 食生活改善推進員育成研修会 1回 参加者数 31人 地区食育推進事業委託 0回 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
103	2	あつぎ市民ふれあい都市宣言	「市民ふれあい都市」を平成27年2月1日に宣言した。人と人とのつながりを深め、ふれあいの3つの柱「家庭づくり」「地域づくり」「まちづくり」の取り組みを着実に推進するため、様々な形で周知した。	本庁舎正面玄関壁面フィルムの貼付・のぼり旗の設置、啓発物品(ウェットティッシュ)の配布、本厚木駅前のデジタルサイネージでの周知。

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
104	2	市民活動 を推進す るための 講座の開 催	まちづくりの担い手である市民活動団体等を対象に、市民活動を効果的に実践するための手法、知識及び技能を習得するための講座を実施した。	①依知北地区地域ボランティア養成講座 開催日 令和2年11月15日 参加者数 24人 ②災害救援ボランティア支援センター運営スタッフ登録者向けフォローアップ研修 開催日 令和3年2月13日 参加者数 10人 ③市民協働スキルアップ研修 開催日 令和3年2月8日 参加者数 16人 (うち職員15人、市民1人)
105	2	まちなか 活性化事 業の実施	厚木市まちなか活性化プロジェクトと大学生が協働して、「にぎわいアドベンチャー隊」を立ち上げ、イベント等を企画・運営等を実施する。	「市内店舗の魅力発信動画」を制作し、厚木市公式YouTubeで公開した。
106	2	まちなか 活性化事 業の実施	商業の活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出を目的に広く消費者、商業者及び学識経験者等から意見を聴取し、今後の中心市街地活性化の施策を反映させる「厚木市まちなか活性化プロジェクト」を開催した。	「厚木市まちなか活性化プロジェクト」会議を開催した。 「あつぎ青春劇場」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則すべてのイベントを中止したが、落語会の一部は無観客で収録したものを厚木伊勢原ケーブルネットワークのあゆチャンネルにて放映した。 新型コロナウイルス感染防止のため、「にぎわい美化清掃」を中止した。
107	2	コミュニ ティ団体 が行うセ ーフコミ ュニティ 活動に対 する支援	地域にセーフコミュニティ総合指導員等を派遣し、セーフコミュニティの研修会を行い、安心・安全活動に対する意識の醸成を図る。	地域や大学などで10回、814人に対し研修を行った。

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
108	2	市民参加及び市民協働に関する周知・啓発	市民参加及び市民協働に関する取組を周知するため、「広報あつぎ」への掲載等を行った。	「広報あつぎ」等での市民協働に関する取組事例の周知。 「広報あつぎ」等での市民参加 手続実施予定の公表。
109	2	夏休みボランティア体験	次世代の市民協働の担い手である若い世代に、ボランティア活動の機会を提供し、まちづくりに興味を持てる機会を提供。	実施期間 8月1日～8月24日 参加者数 24人 受入団体数 6団体
110	2	ボランティアに関する相談事業の実施	ボランティア活動に悩みを抱えている団体や、ボランティアに興味を持つ方からの相談に対し、助言等を行った。 また、市民活動団体の活動内容に対し、講座やアドバイスを実施するコーディネート事業を実施した。	ボランティア相談員による 相談件数 5件 窓口相談件数 3件 ※令和2年度実施実績 8件

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 人材を生かす取組につなげるよう検討されたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

第 36 条関係

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
111	1	厚木市住民投票条例の制定	厚木市自治基本条例第 36 条第 1 項の規定に基づき、厚木市住民投票条例を制定。	令和 2 年度末時点では、本市において、住民投票に関する請求や相談等はない。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	第二項については住民投票が行われない限り、評価不能

これまでに委員会が付した意見等	1 評価不能（平成22年度～令和元年度） 第二項については住民投票が行われない限り、評価不能
平成30年度見直しでの答申	特になし

第 37 条関係

第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

〔運用状況〕

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
112	1	災害時等における国、県、市町村との各種協定の締結	大規模地震対策特別措置法及び厚木市地域防災計画に定める防災訓練として実施するもので、災害対応能力の強化と市民の防災意識の一層の高揚による防災力の向上及び不測の事態にも対応できる行動力を養うことを目的として年 1 回実施した。	国、県、市町村と締結した災害時等における相互援助等を目的とした協定に基づき、防災訓練等の実施に当たり、相互協力に努めた。
113	1	防災姉妹都市の締結	平成 8 年 7 月 24 日、埼玉県狭山市と「防災姉妹都市」の協定を締結した。	狭山市職員との物資輸送訓練は新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、中止とした。

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
114	1	近 隣 市 町 村 と の 広 域 連 携	次の広域団体等に参加し、活動を行った。 1 広域行政連絡会 厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村、神奈川県県央地域県政総合センター（オブザーバー）、神奈川県湘南地域県政総合センター（オブザーバー） 2 厚木愛甲まちづくり研究会 厚木市、愛川町、清川村 3 厚木市海老名市広域行政研究会 厚木市、海老名市 4 県央相模川サミット 厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町、清川村、神奈川県県央地域県政総合センター（オブザーバー）	1 広域行政連絡会 県央やまなみ地域の広域観光に関する諸問題などについての計19項目の要望を神奈川県知事に提出した。 令和元年度に策定した観光振興戦略に基づき、ぐるっと丹沢・大山×宮ヶ瀬スタンプラリー、モンベルクラブフレンドエリアへの登録、広域観光イラストマップ制作を行った。 2 厚木愛甲まちづくり研究会 広域行政連絡会と連携し、広域観光イラストマップの制作を行った。 3 厚木市海老名市広域行政研究会 厚木市・海老名市間で研究テーマの検討等を行った。 4 県央相模川サミット 「相模川流域における風水害対策」及び「森林病虫害防除対策（ナラ枯れ）」をテーマに連携事項の検討を行った。
115	1	首 都 圏 業 務 核 都 市 首 長 会 議 構 成 市 と の 連 携	業務核都市の形成・整備を促進し、自立都市圏の形成を先導するため、首都圏業務核都市首長会議において、業務核都市の首長が意見交換、連絡調整等を行った。	業務核都市21市による「首都圏業務核都市首長会議」において、意見交換や国土交通省への要望活動を実施した。 次の4項目について、国土交通省宛て要望書を提出した。 1 地域の拠点及び首都機能のバックアップ拠点としての役割に係る交通インフラの整備促進 2 業務核都市の一層の活用 3 都市環境インフラの保全、再生、創出 4 ポストコロナ時代における「新たな日常」に対応したまちづくり

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
116	1	消 防 の 広 域 化	清川村からの消防の事務委託依頼に伴い、清川村内における災害対応はもとより、本市の市民サービスの向上や財政負担の軽減を図るため、消防の広域化（消防事務委託）を引き続き実施している。	平成28年4月1日から消防の広域化（消防事務委託）を継続的に実施している。 令和2年度 清川村からの消防 広域化経費負担金 決算額 131,564,723円 火災件数 1件/年 救急件数 183件/年 救助件数 8件/年
117	1	セーフコ ミュニテ ィに取り 組む自治 体との連 携	国内のセーフコミュニティに取り組む自治体で、全国セーフコミュニティ推進自治体ネットワーク会議を組織し、相互に連携・交流を図る。	全国セーフコミュニティ推進自治体ネットワーク会議を開催し自治体間の連携や情報交換、交流を図った。
118	1	消 費 生 活 相 談 業 務 に 関 す る 清 川 村 と の 協 定	清川村との協定に基づき、本市の消費生活センターで清川村民からの消費生活相談を受ける。	令和2年度の清川村民の相談件数は15件 清川村から厚木市に460千円の負担金が納入
119	2	あ つ ぎ 食 ブ ラ ン ド 推 進 事 業	1 目的 過去に都道府県以上の食のコンテストなどで入賞したものや、古くから市民に愛され続けるものをあつぎ食ブランドとして認定し、食を通じた観光振興を図る。 2 認定 あつぎ食ブランド選定委員会に審査を依頼し、あつぎ食ブランド認定基準に適合すると認めたときは、あつぎ食ブランドと認定。現在 55 品があつぎ食ブランドとして認定されている。 3 認定期間 認定の決定があった日から3年後の日の属する年度の3月31日まで	厚木市観光協会と協力し、あつぎ食ブランドを紹介する観光ガイドブック及びポスターを作成し、本市の魅力を広く周知した。 ガイドブック作成部数 = 50,000部 ポスター作成枚数 = 80枚

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
120	2	観光情報発信事業	本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取り組みを進める。	周辺市町村を含む広域的なハイキングマップ「厚木大山・宮ヶ瀬ハイカーズガイド」を修正増刷し、ハイカーに利便性の高い情報提供を行った。 増刷部数 15,000部
121	2	にぎわいまちの魅力創造事業の実施	季節感あふれるイベントの実施を通じ、中心市街地の楽しさを来街者に提供、発信することで、街の魅力を引き出し、地域内のにぎわい創出とイメージアップ、商業の活性化を図るイベントを開催した。	コロナウイルス感染症拡大防止のため、「あつぎジャズナイト2020」を中止した。 「あつぎウィンターイルミネーション」を実施した。
122	2	にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業の実施	中心市街地の複数の会場で、市内外からの来街者が大道芸を鑑賞できるイベントを開催する。	コロナウイルス感染症拡大防止のため、「にぎわい爆発あつぎ国際大道芸2020」を中止した。
123	2	郷土が誇る伝統芸能の公開・普及	国指定重要無形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財「相模人形芝居」の保存団体である4市5座の公演及び県指定重要無形民俗文化財「相模のささら踊り」の保存団体である6市8団体の公演を共催することにより、市の伝統芸能について広く情報発信に努めるものだが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止となった。	【新型コロナウイルス感染症の影響で中止】 ・第44回相模ささら踊り大会 日程 令和2年7月2日(木) 場所 海老名運動公園 参加団体 厚木市、南足柄市、藤沢市、綾瀬市、秦野市、海老名市の保存会等 ・第48回相模人形芝居大会 日程 令和3年2月14日(日) 場所 平塚市中央公民館 参加団体 相模人形芝居長谷座、林座(厚木市)、足柄座(南足柄市)、下中座(小田原市)、前鳥座(平塚市)

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
124	2	様々なメディアを利用した市内外への情報発信及びシティセールスの推進	市の魅力や特性となる地域資源などを市内外へ効果的に情報発信し、本市に対する評価や期待を高めることにより、市内在住者や来訪者の満足度を向上させ、定住・交流人口の増加、地域の活性化に向けた取組を実施した。	市の魅力や特性となる地域資源を様々な媒体を通じて市内外へ効果的及び積極的に情報を発信し、シティセールスの推進に努めた。 ■媒体 広報あつぎ、ポスター、パンフレット、市ホームページ、インスタグラム、ツイッター、あつぎ元気Wave（CATV）、デジタルサイネージ（あつナビ）、ユーチューブ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、イベントなど ■令和2年度主なPR ・広報あつぎ 市の魅力などを紹介（R2.4.1～R3.3.31） ・広報あつぎ特別号「事業と予算のあらまし」発行85,000部（R2.4.1） ・市勢ガイド「あつぎのきほん」を作成 発行30000部（R3.3.19） ・ケーブルテレビ 広報紙と連動した番組の放映（R2.4.1～R3.3.31） ・FMヨコハマでの放送「エリアナビ」 ・TVKでの放映「猫のひたいほどワイド」 ・日刊紙にイベントの広告を掲載 ・インスタグラムとツイッターを活用して、市の魅力を発信
125	3	スポーツ交流事業	国内外の友好都市等とスポーツを通じた交流を進め、スポーツ活動の普及振興を図るとともに、相互理解と友好親善を図る目的に厚木市の選手団を派遣する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、横手マラソン（横手市）及び鑑真国際マラソン（中国揚州市）への選手等派遣を中止した。

No.	項	名称	目的と内容	R2年度実績
126	4	海外及び国内の友好都市との交流への市民参加と事業実績及び交流予定事業の公表	海外及び国内の友好都市との交流事業の実施に当たっては、その目的や内容を公表し、派遣や受入れについて、市民参加を得て実施するとともに、交流実績及び交流予定事業について、その内容等を市ホームページ上で公表した。	令和元年度実績及び令和2年度予定について、厚木市ホームページ上で公表した。また、交流事業実績の写真パネルの展示や友好都市との友好都市締結周年記念特別展示、更には友好交流ニュースレターを2回発行し、ホームページ上で公表するとともに、公共施設等に配架した。
127	4	事業の実施状況をこども未来部 Facebook 上で公開(あばしり青少年自然文化体験研修事業)	あばしり青少年自然文化体験研修について、子どもたちの現地での活動状況について、こども未来部 Facebook を活用して配信することにより、参加者の保護者や市民に対して事業への理解を得る事を目的とする。	新型コロナウイルス感染拡大を受け、訪問事業を中止したため、Facebookを用いた情報発信も中止した。
128	5	厚木市国際交流事業補助金の利用促進等	市民相互の国際交流の輪を発展させるため、「厚木市国際交流事業補助金交付要綱」に基づき、支援を実施した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海外友好都市等との交流が制限されたため、令和2年度は補助金の申請はなかった。
129	5	国内都市との交流促進制度の確立	市民が主体となって進める国内友好都市との交流事業をより一層促進するため、「厚木市国内友好都市交流事業補助金交付要綱」に基づき支援を実施した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国内友好都市との交流が制限されたため、補助金の申請はなかった。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） （1）情報発信を効果的に行うため、PR方法に様々な方策を取り入れるべきである。また、市外の人々の意見をまちづくりに生かすための取組も検討されたい。 （2）継続的に交流することが肝要ではないか。 （3）市民に対して積極的に交流事業の周知を図られたい。 （4）国内の人々との交流のための制度を設けることを検討されたい。 2 妥当（平成23年度） 市民に対して分かりやすい公表に努められたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

第10次厚木市総合計画 個別計画一覧（令和2年度策定分）

ビジョン		個別計画名	計画期間等	計画概要	課等名
全 基 本 施 策	1	第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3年度～ 令和8年度	今後も進展が見込まれる人口減少・超高齢社会に的確に対応するため、令和47（2065）年までの長期的な人口の見通しや令和3年度からの6年間の取組の方向性を示す計画です。	企画政策課
1 命、 財産を 守り抜く	2	厚木市国土強靱化地域計画	令和2年度策定	本市における防災及び減災施策を客観的に分析・整理し、防災及び減災施策の更なる充実を図ることで、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような、強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げることを目的とした計画です。	危機管理課
	3	第2期厚木市消防力整備計画	令和3年度～ 令和8年度	消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、令和3年度からの6年間の消防力の充実・強化に向けた取組の方向性を示す計画です。	消防総務課
2 支え合い、 生き生きと暮らせるまち	4	厚木市地域福祉計画（第5期）	令和3年度～ 令和5年度	「社会福祉法」に規定する「市町村地域福祉計画」で、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。 また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画としています。	福祉総務課
	5	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	令和3年度～ 令和5年度	「老人福祉法」に規定する「市町村老人福祉計画」で、本市における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「介護保険法」に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。	介護福祉課
	6	厚木市障がい者福祉計画（第6期） （厚木市障害福祉計画（第6期）、厚木市障害児福祉計画（第2期）を含む。）	令和3年度～ 令和5年度	「障害者基本法」に規定する「市町村障害者計画」で、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「障害者総合支援法」に規定する「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」に規定する「市町村障害児福祉計画」を包含した計画としています。	障がい福祉課
	7	第3次健康食育あつぎプラン	令和3年度～ 令和8年度	地域包括ケア社会の実現に向け、市民協働による健康づくりの施策展開を図るため、健康増進と食育推進の行動目標を定めた計画です。	健康長寿推進課
3 夢や希望を 持つ	8	第2次厚木市教育振興基本計画	令和3年度～ 令和14年度	これからの時代を見据えた教育振興に取り組むための基本理念・基本目標・基本方針等を定める計画です。	教育総務課
	9	第3次厚木市生涯学習推進計画 第1期基本計画	令和3年度～ 令和8年度	生涯学習機会の充実を図り、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動に参加することができる環境整備を図るため、生涯学習事業を総合的に推進するための計画です。	文化生涯学習課

第10次厚木市総合計画 個別計画一覧（令和2年度策定分）

ビジョン		個別計画名	計画期間等	計画概要	課等名
まち、自己実現が でき	10	第2次厚木市文化芸術振興計画 第1期基本計画	令和3年度～ 令和8年度	「厚木市文化芸術振興条例」に基づき、市民等と行政が連携・協働し、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」が目指すまちの姿の実現に向け、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための計画です。	文化生涯学習課
	11	第2次厚木市スポーツ推進計画	令和3年度～ 令和8年度	本市のスポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に推進し、「あつぎスポーツ王国」を着実に実現するための計画です。	スポーツ推進課
4 人が集い、交流し、 新たな価値を生むまち	12	厚木市都市計画マスタープラン	令和3年度～ 令和22年度	総合計画における都市づくりの分野を担う計画であり、令和22年度を目標年次とした中長期的な視点から、将来の都市像や都市づくりの方向性を示す計画です。	都市計画課
	13	厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画【新規策定】 （「厚木市地域公共交通総合連携計画」を統合）	令和3年度～ 令和22年度	人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実」により、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す計画です。	都市計画課
	14	厚木市交通マスタープラン【新規策定】	令和3年度～ 令和22年度	都市計画マスタープランの分野別計画として、本市の顕在化している交通課題への対応とコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造をいかしたまちづくりに向けて、市民の移動円滑化の促進を目的とし、公共交通や道路ネットワーク等に関する交通施策を定める計画です。	都市計画課
	15	あつぎの道づくり計画	令和3年度～ 令和14年度	市道の整備や改良、維持管理など道づくりの考え方を示した、12年間の道路に関する総合的な計画です。	道路管理課
	16	道路整備プログラム【実施計画】	令和3年度～ 令和8年度	あつぎの道づくり計画の実施計画として、整備箇所等の具体的なスケジュールを反映した、令和3年度からの6年間の整備計画です。	道路管理課
	17	道路維持管理計画【実施計画】	令和3年度～ 令和14年度	あつぎの道づくり計画で示された維持管理の施策、方針と連動し、事業の確実な進捗を図るため、維持管理の実施計画として位置付け、橋りょう等施設の長寿命化と街路樹の適正管理に向け、補修等の年次計画を示すものです。	道路維持課
	18	第3次厚木市産業マスタープラン （「厚木市産業マスタープラン」、 「厚木市ロボット産業推進計画」、 「厚木市商業まちづくり計画」を統合）	令和3年度～ 令和8年度	地域経済の活性化、継続的な産業振興、にぎわいのあるまちづくりの具体的な施策を推進するための計画です。	産業振興課 商業にぎわい課
	19	第2次厚木市観光振興計画	令和3年度～ 令和8年度	旅行形態の変化や旅行者ニーズの多様化、交通インフラの充実など、観光を取り巻く環境の変化に対応する新たな戦略を構築する計画です。	観光振興課

第10次厚木市総合計画 個別計画一覧（令和2年度策定分）

ビジョン		個別計画名	計画期間等	計画概要	課等名
	20	第2期浜の活力再生プラン 【基本計画や実施計画に 当てはまらないもの】	令和3年度～ 令和7年度	浜プランで整備したアユ中間育成施設を効果的に運用して、アユ種苗の生産性また、アユ資源の増大を図ることで漁獲量を増加させ、漁業収入向上につなげていく計画です。	農業政策課
5 環境に 優しく、 自然と 共生する まち	21	厚木市環境基本計画	令和3年度～ 令和8年度	「厚木市環境基本条例」に基づき、市の良好な環境を保全及び創造し、地球温暖化を始めとする環境諸問題の解決への貢献を果たすための総合的かつ計画的な環境行政の指針となる基幹的な計画です。 市民、事業者、民間団体・組織、行政が協働し、将来の望ましい環境の実現を目指します。	環境政策課
	22	厚木市地球温暖化対策実行計画 （「あつぎ元気地域エネルギー 構想実行計画」を統合）	令和3年度～ 令和12年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国・県等の関連法・施策を踏まえ、本市の自然的・社会的条件を考慮しつつ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、温室効果ガス排出削減に向けた具体的な施策を推進するための計画です。	環境政策課
	23	厚木市一般廃棄物処理基本計画	令和3年度～ 令和8年度	循環型都市の実現に向け、更なるごみの減量・資源化を推進するとともに、生活排水に係る水質環境の向上を図るための計画です。	環境事業課 生活環境課
	24	厚木市里地里山保全等促進計画 【実施計画】	令和3年度～ 令和8年度	「厚木市里地里山保全等促進条例」に基づき、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の目標や施策を定めた計画です。	環境政策課
確 6 り か 出 な す 成 ま 民 長 と ち を 共 創 創 に	25	厚木市情報化推進計画 （2021～2026）	令和3年度～ 令和8年度	市民の利便性の向上や将来にわたる安定的な行政運営の実現を目指し、ICTの効果的な利活用を推進するため、令和3年度からの6年間の取組の方向性を示す計画です。	情報政策課
	26	第7次厚木市行政改革大綱	令和3年度～ 令和8年度	社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスを提供するため、令和3年度からの6年間の行政改革の取組を定めた計画です。	行政経営課

令和2年度個人情報保護制度の運用状況(R3.3.31現在)

1 個人情報取扱事務及び個人情報ファイルの登録件数

実施機関名	個人情報取扱事務	個人情報ファイル
市長	579	848
病院事業管理者	18	52
教育委員会	1,127	1,079
選挙管理委員会	8	18
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	18	15
固定資産評価審査委員会	0	0
議会	4	5
処分権限を有する指定管理者	0	0
合 計	1,754	2,017

2 実施機関別利用状況

実施機関名	開示請求	訂正請求	利用停止請求	苦情の申出
市長	42	0	0	0
病院事業管理者	70	0	0	0
教育委員会	28	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
処分権限を有する指定管理者	0	0	0	0
合 計	140	0	0	0

3 請求及び申出についての処理状況

開示請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	却下
	105	18	0	14	3	0
訂正請求	訂正	不訂正				
	0	0				
利用停止請求	利用停止	不利用停止				
	0	0				
苦情の申出	是正	不是正				
	0	0				

4 実施機関別審査請求の件数

実施機関名	件数
市長	0
病院事業管理者	0
教育委員会	0
選挙管理委員会	0
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	0
固定資産評価審査委員会	0
議会	0
処分権限を有する指定管理者	0
合 計	0

5 審査会への報告

- (1) 令和元年度個人情報保護制度の運用状況について
- (2) 個人情報取扱事務及び個人情報ファイルの登録について

6 審査会の開催状況

審査会の開催状況	案 件
5月15日	特別定額給付金給付事業に係る要配慮個人情報の取扱い、個人情報の本人外収集、目的外提供等及び本人通知の省略について（諮問）
9月10日	1 厚木市個人情報保護審査会の会長及び職務代理の選出について 2 令和元年度個人情報保護制度の運用状況について 3 個人情報取扱事務及び個人情報ファイル登録について

7 審査会において適当と認めた要配慮個人情報の取扱いに関する類型に該当するとして開始した事務

部課名	個人情報取扱事務登録番号	事務の名称	事務の目的	要配慮個人情報を取扱う目的	類型
					取扱う要配慮個人情報の項目
環境農政部 環境事業課	3300-000009	愛の一声 ごみ収集事業	ごみ集積所にごみを出すことが困難な高齢者世帯等を対象に、玄関先等からごみを収集し、併せて一声を掛け、安否を確認することにより、その世帯の日常生活の負担を軽減し、もって在宅生活の継続を支援する。	要介護等の身体状況を確認するため	1 相談、陳情、要望、意見、主張、見解等の取扱い事務
					○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果
学校教育部 教育指導課	8200-000040	厚木市学校等訪問 看護支援事業	医療的ケア児に対し訪問看護事業者から市立小・中学校へ看護師を配置する。	医療的ケア児の障がい程度及び学校で必要な医療的ケアの内容確認し、支援の可否を判断するため。	7 補助金、給付金等の事務
					○病歴 ○心身の機能の障害 ○保健指導、診療及び調剤情報

令和2年度情報公開・情報提供制度の運用状況（R3.3.31現在）

1 情報公開・情報提供

区 分		令和2年度	令和元年度
		件 数	件 数
情報公開請求※1（うち電子申請）		241（104）	377（127）
情報提供※2	有償刊行物の販売	102	151
	資料の閲覧等	306	570
	コピー利用	3,079	3,464
	パンフレット配布	3,047	3,690
	その他（案内等）	747	1,006
合 計		7,522	9,258

- ※1 令和元年度から令和2年度にかけて情報公開請求のカウント方法の見直しを実施
見直し1 1枚の情報公開請求書において複数の行政文書の公開請求があり、内容が複数の課にわたる場合でも、公開請求としては1件としてカウントする。
見直し2 1枚の情報公開請求書に対して、複数に分けて公開等決定した場合でも、情報公開請求書が1枚の場合には、公開請求としては1件としてカウントする。
このため、情報公開請求の件数と2情報公開の実施機関の合計数は一致しません。
- ※2 情報提供は、市政情報コーナーの利用者数（4月から5月にかけての緊急事態宣言期間中における利用者数集計は未実施）

2 情報公開の実施機関

区 分		件数	区 分		件数
市長部局	市長室	2	教育委員会	教育総務部	39
	政策部	0		学校教育部	3
	総務部	23		社会教育部	6
	財務部	16		小 計	48
	福祉部	15	病院事業管理者		2
	市民健康部	9	選挙管理委員会		0
	こども未来部	8	監査委員		0
	協働安全部	14	農業委員会		2
	環境農政部	16	固定資産評審会		0
	産業振興部	2	公平委員会		0
	まちづくり計画部	71	議会		4
	都市整備部	39	処分権限を有する指定管理者		0
	道路部	19	小 計		8
	会計課	2	合 計		303
	消防本部	11			
	小 計	247			

3 情報公開請求等の処理内容

区 分	件数
全部公開	126
一部公開	135
非公開	27
（うち文書不存在）	26
取下げ	15
公開請求却下	0
合 計	303

4 情報公開決定処分に対する審査請求の状況

情報公開審査会	件数
審査請求の件数※3	1
諮問件数	0
審査中	0
答申件数	0

- ※3 審査請求1件の請求内容は、令和2年度情報公開請求の処理状況No.98のとおりです。

5 情報公開の実施機関別処理状況

実施機関名	合計	全部公開	一部公開	非公開	取下げ	公開請求却下
市長	247	117	93	24	13	0
病院事業管理者	2	0	2	0	0	0
教育委員会	48	6	39	2	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	2	1	0	1	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
議会	4	2	1	0	1	0
処分権限を有する指定管理者	0	0	0	0	0	0
合計	303	126	135	27	15	0

6 非公開決定・一部公開決定の該当条項別処理状況

	非公開条項等	件数
一部公開	第7条第1号	38
	第7条第2号	38
	第7条第6号	1
	第7条第1号、第2号	53
	第7条第2号、第3号	1
	第7条第1号、第2号、第3号	3
	第7条第1号、第2号、第5号	1
	小計	135
非公開	第7条第1号、第2号、文書不存在	1
	第11条第2項 文書不存在	26
	小計	27
	合計	162

7 出資法人等における情報公開申出の処理件数等

出資法人等の名称	利用者数	申出件数	全部公開	一部公開	その他
(財)厚木市スポーツ協会	0	0	0	0	0
(財)厚木市勤労者福祉サービスセンター	0	0	0	0	0
(財)厚木市文化振興財団	0	0	0	0	0
(財)厚木市環境みどり公社	0	0	0	0	0
(社)厚木市シルバー人材センター	0	0	0	0	0
(社福)厚木市社会福祉協議会	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0